

医科診療報酬点数表関係

<医科>

【在宅医療】

(問 24) 在宅人工呼吸指導管理料の算定において、SASに対して、有効的とされるASVを用いた補助換気療法については、在宅人工呼吸指導管理料の対象とならない旨明確化されたが、~~この場合~~ SASの患者に対しては、慢性心不全の有無や重症度により、在宅酸素療法指導管理料又は在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料~~が~~算定されるものと解してよいか。

(答) そのとおり。

<DPC>

6. 診断群分類点数表等により算定される診療報酬について

(問 6 - 29) 「A 2 3 4 - 3 患者サポート充実体制~~体制~~充実加算」については、平成 26 年改定で包括評価の対象外とされたが、改定後は医科点数表に基づき算定するのか。

(答) そのとおり。医科点数表に従い算定可能な場合に算定すること。

(問 6 - 30) 「A 2 3 4 - 3 患者サポート~~充実体制~~体制充実加算」については、平成 26 年改定で包括評価の対象外とされたが、改定前に当該加算を機能評価係数 I として評価されていた患者については、改定後の 4 月以降の退院時に医科点数表に基づき算定することができるのか。

(答) 一連の入院において機能評価係数 I で評価されているため算定することができない。